

## 「碍」の字表記問題再考（5）

### 第2次世界大戦以前の表記

2010年の常用漢字表改訂にあたり、文化庁文化審議会漢字小委員会では国民に向けて意見募集を行っている。その意見募集で86件の追加希望が寄せられたのが「碍」の字である。その内容は概ね、第2次世界大戦前は「障害者」ではなく「障碍者」という表記を用いており、そのことに立脚して本来の表記である「障碍者」に戻すべきであるという意見であった。

「障害者」という言葉は、1949年（昭和24年）に制定された身体障害者福祉法で用いられた表現である。しかし、寄せられた意見では第2次世界大戦前の表記は「障碍者」であったとしている。果たしてそうであったのか、真偽のほどを確認する必要がある。また、それぞれの障害種別について戦前はどのように表現していたのであろうか。追加希望で指摘のあった「障碍者」の表記をわが国の行政文書から検証したい。

### 「養老律令」

まずは、757年（天平宝字元年）に施行された「養老律令」から見てみよう。大宝律令の改正版と言われ律令国家の根幹をなす法典である。内容は刑法にあたる律10巻12編と、生活上の諸規範を示す令10巻30編から構成されている。その令の第4編「戸令」のなかに障害を意味する記述が随所に見られる。この項目は、律令制において構成された基本的単位集団の枠組みについて定めている。具体的には、編戸・造籍、家の秩序、良賤の秩序、小規模な行政単位、教化政策などが纏々記されている。当時の記述を原文に基づいて紹介する。

戸令第五 戸主條：凡戸主。皆以家長為之。戸内有課口者。為課戸無課口者。為不課戸。不課。謂。皇親。及八位以上。男年十六以下。并蔭子。耆。癡疾。篤疾。妻。妾。女。家人。奴婢。

ここに書かれている内容は、一家の主は皆、家督を相続する家長が担うこと。そして、一家の内に律令制における租庸調などさまざまな負担の義務は家長が担う。もし、不在であればその義務は免除するとしている。免除の対象者となる「不課」とは、皇親、及び八位（国家の制度に基づく個人階層）以上、男子16歳以下、また、蔭子（庇護を要する子）、耆（高齢）、癡疾、篤疾、妻、妾、女、家人、奴婢を意味する。

この戸主條は主に課税に関する項目であり、人々に割り当てている労役、課税を免じる対象者が記載されている。そのなかの障害者の記述が癡疾、篤疾である。癡疾とは現代社会でいう中度の障害、篤疾は重度の障害に該当する言葉である。

戸令第七 目盲條：凡一目盲。兩耳聾。手無二指足無三指手足無大指禿瘡無髮。久濡。下重。大隰隴。如此之類。皆為殘疾癡。隴。侏儒。腰背折。一支癡。如此之類。皆為癡疾惡疾。癡狂。二支癡。兩目盲。如此之類。皆為篤疾。

ここでの表記が当時の障害種別についての記述である。片方の目が見えない、両耳が聞こえない、手の指が2本ない、足の指が3本ない、手足に親指がない、頭にできものができて髪が抜け落ちている（白癬寄生性匍行疹やハンセン病による脱毛）、久漏（身体が腐り、そこから膿汁が出て止まらない病気。重度の痔瘻）、下重（男子の陰核が張腫して歩行困難となる病気。陰囊ヘルニアまたは陰囊水腫）、頸部の腫れもの（風土性甲状

腺腫瘍の一種）、足の腫れもの（象皮病）。こうした類の人は、皆、殘疾とすること。

癡（重度の精神発達遅滞）、啞（発語不能の言語障害）、侏儒（小人症）、腰背部の骨折や脊髄損傷等による不自由があり、一支廢（片方の手足が機能障害）などは、皆、癡疾とすること。

惡疾（ハンセン病）、癩癩と精神障害、二支廢（両方の手足が機能不全）、両目が見えない、こうした類の人は篤疾としている。

このようにそれぞれの障害を詳細に記し、その障害の程度を殘疾（軽度）、癡疾（中度）、篤疾（重度）に分けている。

戸令第八 老殘條：凡老殘。並為次丁。

ここでの老殘とは、61歳から65歳までの男子と軽度の障害者の意味であり、それを次丁という言葉で表現している。

戸令十一 給侍條：凡年八十及篤疾。給侍一人九十二人。百歲五人。皆先盡子孫若無子孫聽取近親無近親外取白丁若欲取同家中男者。並聽。郡領以下官人。數加巡察若侍供不如法者。隨便推決。其篤疾十歲以下。有二等以上親者。並不給侍。

ここは今でいう介護に関する記述である。80歳の高齢者及び重度障害のある篤疾者には、侍（官人）を1人あてがうこと。90歳には2人。100歳は5人と記されている。その際、まずは子孫を優先的に充てること。もし子孫がなければ、近親を採ることを許すこと。近親がなければ、外より白丁を採ること。もし同家中男（17歳～20歳）を採りたいと欲する者には、いずれも許可すること。郡領以下の官人は、しばしば巡察すること。もし侍が法に適っていない場合は、便宜に従って推決すること。篤疾が10歳以下で、二等親以上の親類があるならば、侍はあてがわれない。

戸令卅二 鰥寡條：凡鰥寡。孤獨。貧窮。老疾。不能自存者。令近親收養若無近親付坊里安隸。

この項目では生活困窮者に対する事柄が記されている。配偶者に先立たれた者、親や子が無く孤独な者、貧窮者、老疾（高齢で病気）者が自活できない者合は、近親者に収養させること。もし近親者がなければ、坊里に預けて安置供給させること。もし路上に在って病を患い、賦役に任じることができなければ、当地の郡司が収容し、村里に預けて安養させること。そして医療を施し、併せて事情を検討審問すること。つぶさに本籍など属すところを注記すること。病が癒えた日に、前の居住地へ移送することなどと記されている。

以上、「養老律令」における表現、文言を検証した。ここでの規範が現在の身体障害者福祉法の出典となっている。たとえば、身体障害者手帳の障害等級は1級から7級まで定められているが、その基準が「親指を欠くもの」「すべての指を欠くもの」などというように、「養老律令」の基準を参考にして障害等級を決めているのである。今も多大な影響を与えている「養老律令」であるが、当時の表現は現在では不適當用語として扱われるものもあり、目にすることが少なくなっている。今回、「養老律令」においては「障碍」の表記を確認することはできなかった。

[参考資料]

滝川政次郎『律令の研究』刀江書院、1966年。

井上光貞ほか『律令』岩波書店、1976年。